

広情個審第32号

平成27年12月9日

広島市長 様

広島市情報公開・個人情報保護審査会

会長 大久保 隆志

保有個人情報部分開示決定に係る異議申立てに対する決定について（答申）

平成26年3月7日付け広人第266号で諮問のあったこのことについては、別添のとおり答申します。

（諮問第21号関係）

答 申 書

諮問のあった事案について、次のとおり答申します。

【諮問事案】

- ・平成26年3月7日付け広人人第266号の諮問事案（諮問第21号事案）

平成26年1月23日付けの保有個人情報開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、広島市長（以下「実施機関」という。）が同年2月5日付け広人人第217号で行った保有個人情報部分開示決定（以下「本件部分開示決定」という。）に対する同月19日付け異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）

第1 審査会の結論

「私が提出した抗議文の收受、供覧他関係書類一切」の本件開示請求に対して、平成25年5月7日付け要望等記録票（以下「本件対象公文書」という。）について、実施機関が行った本件部分開示決定に対する本件異議申立ては、却下することが妥当です

第2 異議申立ての趣旨

異議申立人（以下「申立人」という。）の本件異議申立ての趣旨は、本件部分開示決定を取り消し、本件対象公文書の全部を開示するよう求めているものです。

第3 異議申立ての理由の要旨

申立人の異議申立ての理由を要約すると、次のとおりです。

- 1 実施機関は、本件対象公文書が広島市個人情報保護条例（平成16年広島市条例第4号。以下「条例」という。）第11条第4号イに該当するとして、部分開示決定を行っているが、これは拡大解釈であり、訴訟に係る事実すべてを非公開とする理由とはならない。
- 2 本件対象公文書については、訴訟が完了後、再請求し開示を受けたが、不開示とされていた部分に広島市の財産上の利益・当事者の利益を不当に侵害するおそれなどはないものであった。

第4 実施機関の主張の要旨

実施機関の説明書及び口頭意見陳述での主張を要約すると、次のとおりです。

- 1 本件対象公文書は、申立人が起こした広島市等に対する損害賠償を請求する訴え(以下「本件訴訟」という。)に関連して申立人から実施機関に提出された抗議文について適切な対応を行うため、実施機関が作成した要望等記録票である。

このうち、「対応方針」欄には、本件訴訟に係る事務についての広島市の見解や対応方針等が記述されている。

これを開示することは、広島市の見解や対応方針等がまさに正規の交渉等の場を経ずに原告である申立人に伝わることにより、本件訴訟の公正、円滑な解決が妨げられ、もって被告である広島市の当事者としての地位が害されるおそれがあるため、条例第11条第4号イの規定により不開示としたものである。

- 2 また、本件訴訟終了後の平成26年10月28日に再度本件対象公文書の保有個人情報開示請求があり、そのときに全部開示している。

第5 審査会の判断理由

当審査会としては、申立人及び実施機関の説明を踏まえて検討した結果、以下のとおり判断します。

申立人は、本件訴訟終結を経て、平成26年10月28日に再度本件対象公文書の保有個人情報開示請求を行い、同年11月11日付け広人第188号により本件対象公文書が全部開示されています。

このことから、申立人が本件対象公文書に係わって不開示部分を開示する利益はなくなったため、本件審査請求は却下するのが妥当と判断します。

以上により、「第1 審査会の結論」のとおり判断するものです。

別紙1

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
26. 3. 7	広人人第266号の諮問を受理（諮問第21号で受理）
27. 7. 13 （第1回審査会）	第2部会で審議
27. 8. 20 （第2回審査会）	第2部会で審議
27. 10. 2 （第3回審査会）	第2部会で審議
27. 11. 27 （第4回審査会）	第2部会で審議

参 考

広島市情報公開・個人情報保護審査会第2部会委員名簿
(五十音順)

氏 名	役 職 名
浅 利 陽 子	弁護士
大久保 憲 章	広島修道大学法科大学院教授
川 本 季 子	広島消費者協会副会長
小 出 和 昌	広島テレビ放送(株)報道制作局長
横 山 信 二 (部会長)	広島大学大学院社会科学研究科教授